

様式 1 公表されるべき事項

別 添

労働安全衛生総合研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬への業績反映の状況について

役員報酬に係る業務の反映については、常勤・非常勤役員の業績及び法人の業績を総合的に判断した結果、報酬の増減は行われなかった。

法人の長の報酬水準の妥当性について

【法人の判断】

法人の長の報酬水準については、国家公務員指定職俸給表4号俸の額としている。これは、国における本府省内部部局の長、試験所、研究所、病院又は療養所長と同様の水準である。本法人は、職場における労働者の安全及び健康の確保に資するため、事業場における災害の予防に関する総合的な調査研究と、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行っている。そうした組織の中で、本法人の長は、法人全体の研究業務を統括する一方で、高いマネジメント能力やリーダーシップに加え、研究分野に関する高い専門性が求められる。こうした状況を踏まえると、当法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

理事長の職務内容の特性、本省内部部局の長、試験所、研究所、病院又は療養所長の報酬水準との比較を勘案すると、妥当な報酬水準であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に準じ、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、俸給月額を9.77%減ずる等の措置を行った。
理事	
理事(非常勤)	法人の長と同様
監事	—
監事(非常勤)	法人の長と同様
	該当無し

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,179	千円 9,875	千円 3,823	千円 1,481 (特別地域手当)		3月31日	※
A理事	千円 14,166	千円 9,030	千円 3,496	千円 1,355 (特別地域手当) 285 (通勤手当)		3月31日	※
B理事	千円 3,983	千円 2,101	千円 1,541	千円 315 (特別地域手当) 27 (通勤手当)		6月30日	◇
C理事	千円 9,555	千円 6,271	千円 1,750	千円 1,129 (特別地域手当) 405 (通勤手当)	7月2日		◇
A監事	千円 3,737	千円 1,977	千円 1,430	千円 297 (特別地域手当) 34 (通勤手当)		7月1日	◇
B監事	千円 8,696	千円 5,819	千円 1,623	千円 1,047 (特別地域手当) 207 (通勤手当)	7月2日	3月30日	◇
C監事 (非常勤)	千円 2,688	千円 2,688	千円 0	千円 0		3月31日	

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 該当無し	年 月				
理事A	千円 該当無し	年 月				
理事B	千円 該当無し	年 月				
監事A	千円 該当無し	年 月				
監事B	千円 該当無し	年 月				
監事C (非常勤)	千円 該当無し	年 月				

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期計画の予算における人件費の範囲内で、人事院勧告等を考慮し、人件費の効率化を推進している。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国の給与制度に準じた給与規程を定めており、国の給与構造と同様となっている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

独立行政法人通則法第63条第1項の規定に基づき、職員の勤務成績に応じ昇格者の選任及び昇給幅の決定等により反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠して、職員の勤務成績を考慮し、勤勉手当を支給する。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に準じ、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、職務の級に応じ、俸給月額を4.77%~9.77%減ずることの措置を行った。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	74人	46.9歳	7,651千円	5,881千円	160千円	1,770千円
事務・技術	4人	34.5歳	4,924千円	3,768千円	214千円	1,156千円
研究職種	69人	47.6歳	7,838千円	6,025千円	156千円	1,813千円
技能・労務職種	1人	—歳	—千円	—千円	—千円	—千円

在外職員	人 該当者無し	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

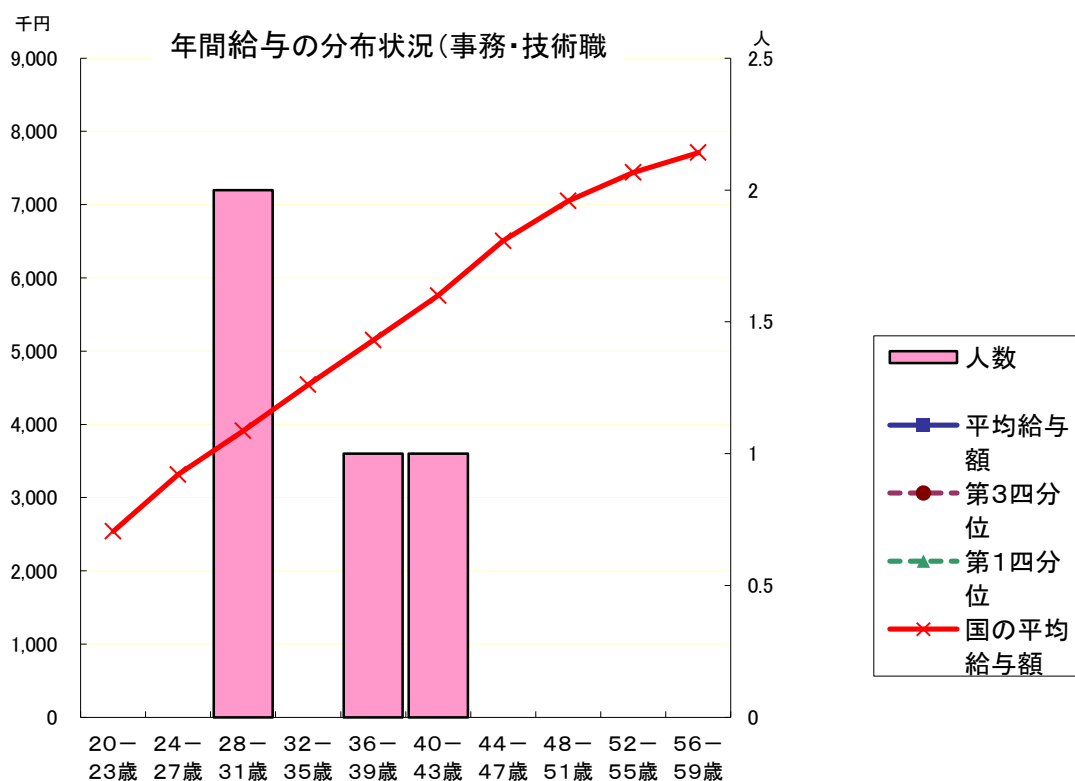
任期付職員	人 6	歳 36.3	千円 5,411	千円 4,349	千円 144	千円 1,062
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 6	歳 36.3	千円 5,411	千円 4,349	千円 144	千円 1,062

再任用職員	人 該当者無し	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 該当者無し	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。

注2:全年齢層について該当者が2名以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから平均給与額を記載していない。

注3:全年齢層について、該当者が4名以下のため、第1・第3四分位を記載していない。

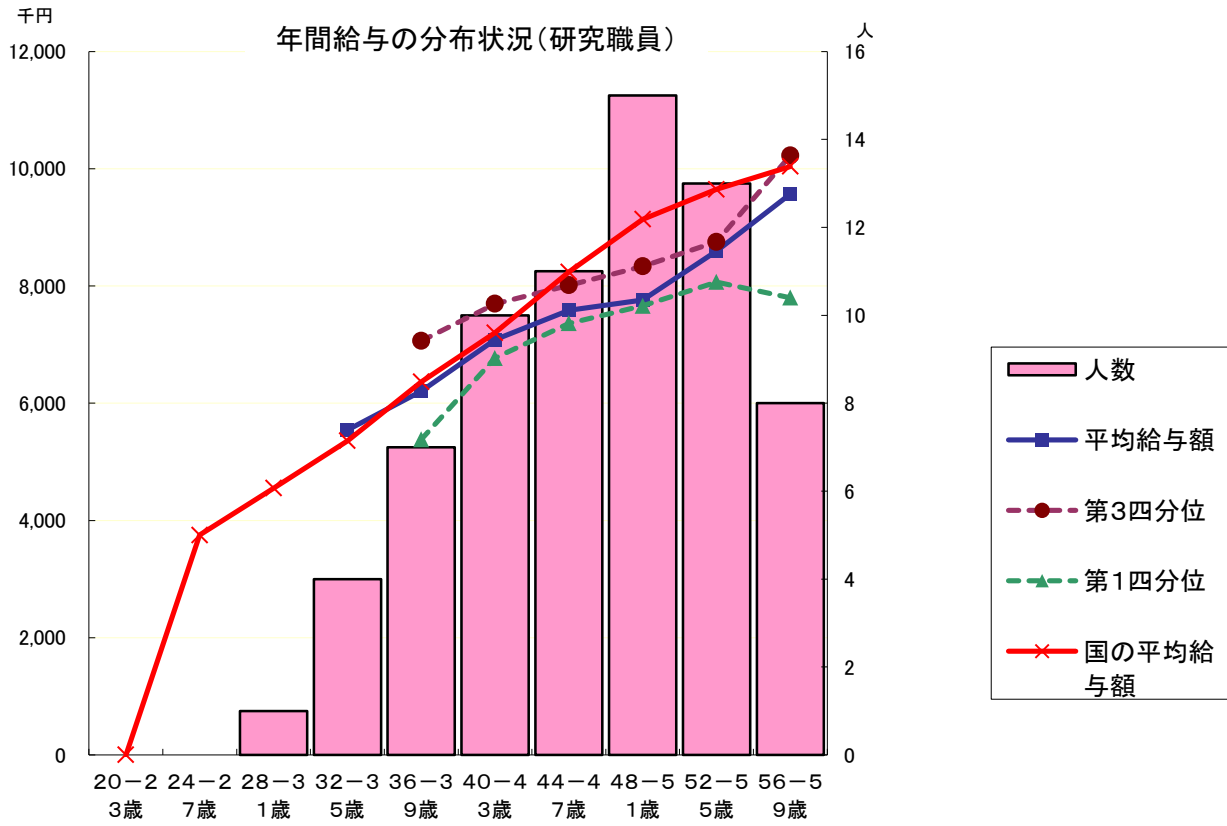
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・本部部長	0	-	-	-	-
・本部係長	2	-	-	-	-
・本部主任	0	-	-	-	-
・本部係員	2	-	-	-	-

注1:本部係長及び本部係員について、該当者が2名以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注2:本部係長及び本部係員について、該当者が4名以下のため、第1・第3四分位を記載していない。

② 年間給与の分布状況(研究職員)



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。

注2: 35歳以下の層について、該当者が4名以下のため、第1・第3四分位を記載していない。

注3: 28-31歳以下の層について、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額を記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円
・本部部长研究員	11	56.1	8,704	9,677	10,296	
・本部主任研究員	51	46.9	7,144	7,562	8,237	
・本部研究員	7	39.5	5,248	5,416	5,494	

注1: 本部部长研究員には、研究グループ部長を含む。

注2: 本部主任研究員には、上席・主任研究員を含む。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	4級	3級	2級	○級	○級
標準的な職位						
人員 (割合)	4人	2人 50%	0人 (%)	2人 50%	人 (%)	人 (%)
年齢(最高～最低)		歳 }	歳 }	歳 }	歳 }	歳 }
所定内給与年額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }
年間給与額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 }	千円 }

注:各職級とも、該当者が2名以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年齢、所定内給与額、年間給与額欄を記載していない。

(研究職員)

区分	計	5級	4級	3級	2級
標準的な職位		本部部長研究員	本部主任研究員	本部主任研究員	本部研究員
人員 (割合)	69人	11人 15.9%	31人 44.9%	20人 29.0%	7人 10.1%
年齢(最高～最低)		歳 58 }	歳 56 }	歳 54 }	歳 51 }
所定内給与年額(最高～最低)		千円 7,881 }	千円 7,031 }	千円 6,001 }	千円 4,416 }
年間給与額(最高～最低)		千円 10,709 }	千円 9,088 }	千円 7,714 }	千円 5,888 }
		千円 8,085	千円 7,362	千円 5,484	千円 5,125

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		—	—	—
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	—	—	—	
	最高～最低	%	%	%
		—	—	—
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		63.8	67	65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	36.2	33	34.5	
	最高～最低	%	%	%
		40.5～34.1	37.8～31.5	36.2～32.8

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		56.5	59.4	58
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	43.5	40.6	42	
	最高～最低	%	%	%
		51.6～33.9	47.7～31.4	46.8～32.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		64.9	66.9	66
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	35.1	33.1	34	
	最高～最低	%	%	%
		40.5～32.4	38.1～29.2	36.3～31.1

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

100.6

対他法人

97.4

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

92.0

対他法人

93.1

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容									
指数の状況	<table border="1"> <tr> <td>対国家公務員</td> <td>100.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">参考</td> <td>地域勘案</td> <td>101.5</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>98.6</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>101.5</td> </tr> </table>	対国家公務員	100.6	参考	地域勘案	101.5	学歴勘案	98.6	地域・学歴勘案	101.5
対国家公務員	100.6									
参考	地域勘案	101.5								
	学歴勘案	98.6								
	地域・学歴勘案	101.5								
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>①事務・技術職員は本省からの出向者であるため、地域手当の異動保障支給(18%)を受けている職員がいること。</p> <p>②高学歴の職員が国家公務員と比較して多いこと。(大卒者の占める割合100%)</p>									
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合96.0%(国からの財政支出額 2,070百万円、支出予算の総額 2,157百万円:平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】累積欠損額0円(平成24年度決算)</p> <p>【管理職割合】0%(平成26年4月1日現在、法人全体は16.3%(常勤職員98名中16名。))</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合】100%</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 当法人は独法化以前は国の附属機関であり、職員は国家公務員であったことから、独法後も引き続き国の給与制度に準拠した給与規程を定めているため、国の給与構造と同様であり、適切な給与水準となっている。 平成25年度の支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合は、38.3%であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。 累積欠損額は0円であり、給与等人件費による当法人への支出に与える影響はない。 大卒以上の高学歴者の割合は100%であり、地域手当の異動保障支給(18%)を受けている職員がいることから、国に比べて給与水準が高くなっている。なお、給与水準について学歴を勘案した場合の対国家公務員指数は98.6となっている。 (主務大臣の検証結果) 地域、学歴を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから国民の皆様にも納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。</p>									
講ずる措置	<p>引き続き、人事院勧告に基づき給与水準の適正化を図るほか、国の給与制度に準じた給与の見直しを行うこととしている。</p> <p>また、事務職員については、厚生労働省からの出向者により構成されているため、人事交流の際に年齢及び給与を勘案した配置についても国に要請しており、第二期中期計画においても、「今中期計画期間中に国家公務員の給与水準と同程度とする」とされていることから、平成27年度末までに概ね100.0となるよう改善を図ることとする。</p>									

○研究職員

項目	内容									
<p>指数の状況</p>	<p>対国家公務員 92.0</p> <table border="1" data-bbox="699 394 1121 495"> <tr> <td data-bbox="699 394 839 495">参考</td> <td data-bbox="839 394 1023 427">地域勘案</td> <td data-bbox="1023 394 1402 427">91.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="839 427 1023 461">学歴勘案</td> <td data-bbox="1023 427 1402 461">91.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="839 461 1023 495">地域・学歴甚</td> <td data-bbox="1023 461 1402 495">91.0</td> </tr> </table>	参考	地域勘案	91.7		学歴勘案	91.4		地域・学歴甚	91.0
参考	地域勘案	91.7								
	学歴勘案	91.4								
	地域・学歴甚	91.0								
<p>国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p>	<p>国家公務員より低い水準である。</p>									
<p>給与水準の適切性の検証</p>	<p>【国からの財政支出について】支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合96.0% (国からの財政支出額 2,070百万円、支出予算の総額 2,157百万円：平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】累積欠損額0円 (平成24年度決算)</p> <p>【管理職割合】15.9% (常勤職員69名中11名) (平成26年4月1日現在、法人全体は16.3% (常勤職員98名中16名)。)</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合】100%</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 当法人は独法化以前は国の附属機関であり、研究職員についても、独法後も引き続き国の給与制度に準拠した給与規程を定めているため、国の給与構造と同様であり、適切な給与水準となっている。 平成25年度の支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合は、38.3%であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。 累積欠損額は0円であり、給与等人件費による当法人への支出に与える影響はない。 研究職員の給与水準は、国家公務員より低い水準である。 (主務大臣の検証結果) 国家公務員と同水準であり、適切な取組の結果と考えられる。</p>									
<p>講ずる措置</p>	<p>引き続き、人事院勧告に基づき給与水準の適正化を図るほか、国の給与制度に準じた給与の見直しを行うこととしている。</p>									

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成23年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	826,204	818,375	7,829	1.0	△ 40762	△ 4.7
退職手当支給額 (B)	144,921	24,845	120,076	483.3	117,088	420.7
非常勤役職員等給与 (C)	28,400	16,874	11,526	68.3	13,346	88.7
福利厚生費 (D)	121,213	121,110	103	0.1	8,323	7.4
最広義人件費 (A+B+C+D)	1,120,738	981,204	139,534	14.2	97,995	9.6

総人件費について参考となる事項

平成24年度に引き続き、平成25年度においても、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準じ、給与の減額措置を行った。平成25年度の給与、報酬等支給総額については、平成24年度と比較し、職員の昇給等の要因により1.0%増となっている。

最広義人件費については、定年退職者の増加により退職手当支給額が増えたこと等のため、前年度比14.2%増となっている。

「国家公務員の退職手当の支給水準の引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

・役職員の退職手当について、官民均衡を図る観点から以下のとおり役員退職金規程及び職員退職手当規程の改正を行った。

役員に関する講じた措置の概要:在職月数の計算について、国家公務員退職手当法、民間企業の常勤役員退職金の水準、研究所の業務実績及び独立行政法人通則法第30条第2項第3号に基づく人件費の見積その他の事情を考慮し調整を行うことができる内容の規程の改正を平成25年1月1日に行った。

職員に関する講じた措置の概要:退職手当の支給水準引下げを以下のとおり行った。

退職者一律で調整率を下記のとおり25年1月1日から適用

- ・平成24年12月31日まで 104/100
- ・平成25年1月1日から同年9月30日まで 98/100
- ・平成25年10月1日から26年6月30日まで 92/100
- ・平成26年7月1日以降 87/100

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし